



令和8年4月1日より
制度変更

高校生等の通学費を支援します！

市では、高等学校等に公共交通機関の通学定期券を利用して通学する市内に居住する中高校生の保護者等に対し、通学費の一部を支援します。

3か月以上の長期定期券で、自己負担が減ります！

【旧制度】

通学定期券代の内
月額5,000円
を超える額を補助



【新制度】

3か月以上の有効期間の
定期券の場合
通学定期券代の内
月額**4,500円**を超える額^{*}を補助

※複数の交通機関を利用する場合は、全て3ヶ月以上の有効期間の定期券を購入した場合に限ります。
※3ヶ月未満の定期券は月額5,000円を超える額

12ヶ月分で6,000円お得！

※少しでも多くの方に公共交通を利用していただき、将来もバスや電車が走り続けられるように駅等までの送迎費(自家用車加算)の補助は廃止となります。

補助対象者

1. 鶴岡市内に居住し、自宅から高等学校、高等専門学校(1~3年生)および致道館中学校等までバス・鉄道の定期券を利用して通学していること。
2. 補助対象期間の通学定期代が月額4,500円(有効期間3ヶ月以上の場合)または5,000円(有効期間3ヶ月未満)を超えていること。
3. 通学費にかかる他の制度による補助金や助成を受けていないこと。

申請期間

定期券の有効期限が終了した日から、定期券の有効期限が属する年度の3月31日までとなります。
※令和8年度の場合、申請期限は令和9年3月31日です。
※定期券の有効期限が令和9年4月1日以降のものは、令和9年度の申請となります。

経過措置

年度をまたぐ定期券の場合は、経過措置として、月ごとに旧制度と新制度を組み合わせる計算します。
※有効期限終了日が5月1日以降の定期券から新制度に変更となります

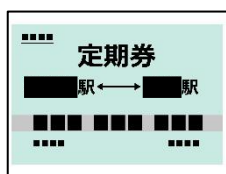
(例)有効期限が3月6日~6月5日の3ヶ月定期券の場合

補助額 3月6日~4月5日の1ヶ月 ⇒ 月額5,000円を超える額 + 送迎費加算
4月6日~6月5日の2ヶ月 ⇒ 月額4,500円を超える額 送迎費の加算なし

申請に必要なもの

1. 使い終わった定期券の写し

(バス定期券は「ショウコウチェリカ:ICカード内容控」の写し)



定期券の写し



ICカード内容控の写し
(庄内交通路線バスの場合)

領収書ではありません
のでご注意ください!

JR定期券やICカード内容控は、次の定期券を購入する際に回収され戻ってきません。

写真やコピーを取り忘れないようご注意ください。

※定期券等の写真を撮り忘れた場合、申請する期間の領収書に、現在使用中の定期券またはICカード内容控の写しを添えて申請してください。

2. 高校生等の在学証明書・学生証などの写しで在学がわかるもの
3. 申請者名義の振込口座が確認できるもの
4. LINE申請の場合、スマートフォン、申請者(保護者)のマイナンバーカード(パスワードも必要です)または自動車運転免許証

LINE申請・電子交付を希望する方

1. LINE申請について

- ① LINEで「鶴岡市」を友達に追加
- ② トーク画面下の「メニュー」を表示し、「子育て、教育」をタップする
- ③ 「高校生などへの通学費支援」をタップする
- ④ 所要事項を入力、写真(学生証、定期券やICカード内容控え)をアップロードして申請

鶴岡市
ホームページ
からどうぞ!



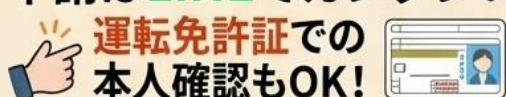
2. 交付決定通知書を電子で受け取ることも可能です(手続きは初回のみ)

- ① 電子交付を確認するための事前登録 …マイナポータル> e-私書箱アカウント登録
- ② 電子交付システムの利用者登録の手続き…e-私書箱への連携

窓口申請を希望する方

■受付窓口(地域振興課または各地域庁舎地域づくり推進課)に、補助金交付申請書等に所要事項を記入して提出 ※申請書類は市ホームページよりダウンロード可能

申請はLINEでカンタン!



運転免許証での
本人確認もOK!



※本人確認は申請者(保護者)のマイナンバーカードまたは運転免許証で行います
※運転免許証での本人確認は令和8年4月1日より対応可能となる予定です

お問合せ先 令和8年4月から、各庁舎「総務企画課」は「地域づくり推進課」に課名が変わります。

(鶴岡地域) 企画部地域振興課	TEL:35-1191
(藤島地域) 藤島庁舎地域づくり推進課	TEL:64-5813
(羽黒地域) 羽黒庁舎地域づくり推進課	TEL:26-8771
(櫛引地域) 櫛引庁舎地域づくり推進課	TEL:57-2111
(朝日地域) 朝日庁舎地域づくり推進課	TEL:53-2113
(温海地域) 温海庁舎地域づくり推進課	TEL:43-4611